

川崎市交通局自動車運転業務会計年度任用職員
【市バス運転手（非常勤）】 採用選考案内

配属希望営業所で選考試験を実施します。

募 集 期 間 通年募集

申 込 方 法 LoGo フォームによる申請のみ ※令和7年度選考分から変更になっています。

正規職員として任用されるには、別に実施する正規職員採用選考（受験年齢上限あり）に合格する必要があり、会計年度任用職員期間中でも受験することができます。

なお、会計年度任用職員として一定の期間、無事故・無違反及び勤務成績が一定の基準以上の者は、正規職員採用選考の実技試験を免除しています。

1 採用予定人数、採用予定日及び職務内容

- (1) 採用予定人数 5名程度 ※募集状況、事業運営上の都合等により変更となる場合があります。
- (2) 採用予定日 令和7年6月1日以降の毎月1日付
- (3) 職務内容 路線バス運転業務

2 受験資格

次の条件を全て満たしている人（年齢不問）

- (1) 大型自動車第二種免許を保有している人
- (2) 大型自動車の実務経験が継続して1年以上ある人

※ 大型自動車 車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上、又は乗車定員30人以上

※上記受験資格に関わらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）は、受験できません。

（参考）地方公務員法（抜粋）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程

(1) 選考科目

配属先	内 容	日時及び会場	結果について
塩浜営業所への 配属希望の方	実技試験 (実際の市バス車両を 運転し、公道を走行 していただきます。)	塩浜営業所 ※集合日時は相談の上調整します。 (概ね応募月の翌月)	結果通知は合否にかかわらず、試験後速やかに郵送します。
	面接試験		
	身体検査※1	実技試験及び面接試験で一定の成績を修めた方に対し改めて通知します。	
鷺ヶ峰営業所への 配属希望の方	実技試験 ※実際の市バス車両を 運転し、公道を走行し ていただきます。	菅生車庫 ※集合日時は相談の上調整します。 (概ね応募月の翌月)	
	面接試験		
	身体検査※1	実技試験及び面接試験で一定の成績を修めた方に対し改めて通知します。	

○選考日に持参するもの

ア 受験票 イ 運転免許証 ウ 運転記録証明書

※証明日については、受験申込日以降の日付で、5年間の証明

○最終合格発表後、大型自動車実務経験証明書を提出していただきます。

証明日については、受験申込日以降の日付。別添の大型自動車実務経験証明書により、同一の会社等で継続して1年以上の大型自動車実務経験について証明を受け、提出してください。

※1 身体検査につきましては、原則として局が指定する病院及び日時で受診していただきますが、遠方の方など、受診に際して都合のつかない方については、診断結果の提出による選考も可とします。

4 申込手続

申込手続	(1)「交通局会計年度任用職員採用選考（市バス運転手）」L o G o フォームページから申込 「交通局会計年度任用職員採用選考（市バス運転手）」L o G o フォームページ (https://logoform.jp/form/FUQz/963543) から、申込を行ってください。 【重要①】顔写真は、縦4 c m×横3 c mになるようサイズを調整し、添付してください。
受験票の送付等	申込月の翌月に、試験日の調整の御連絡をさせていただきます。 調整後、試験日等を記載した受験票を郵送いたしますので、試験日当日に持参してください。 また、運転記録証明書（申込日以降の日付で5年間の証明）につきましても、試験日当日に持参してください。

5 任用条件等

- (1) 合格から採用まで
局と調整の上、採用日を決定します。
日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (2) 任用期間
採用日から採用年度の末日まで
※採用（再度の任用の場合を含む）については条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第6項）。条件付採用期間については、任用開始日から1箇月（実際に勤務した日数が15日に満たない場合、15日に達する日まで）となり、この期間を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。
- (3) 再度の任用
任用期間満了後、引き続き任用を希望する場合には、再度の任用に係る選考を受験し、合格する必要があります。
また、再度の任用日は毎年4月1日とし、事業の都合により再度の任用をできない場合があります。
(再度の任用は、最大4回まで行うことがあります。)
- (4) 勤務時間
1月を単位とする変形労働時間制に基づくものとし、休憩時間を除き1月を平均して1週間当たり31時間勤務です。(※所定時間外労働の有無…有)
また、変則勤務のため、早朝及び深夜勤務があり、週休日は土、日曜日に限りません。
- (5) 週休日
年間156日を超えない範囲となります。
- (6) 休暇等
年次有給休暇、夏季休暇等が付与されます。(付与日数は採用日によって異なります。)
- (7) 勤務先 ※受験者の希望と異なる配属となる場合があります。
・塩浜営業所（川崎区塩浜2-2-1）
・鷲ヶ峰営業所（宮前区菅生ヶ丘4-1-1）
- (8) 給与額

地域手当を含む給料月額 見込額（※1）	年収（（参考）一例）（※2）
234,969円	約500万円

- (※1)・そのほか、期末手当（最大年4.6月分）、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等が実績により支給されます。
・期末手当は基準日（6月1日、12月1日）に在職し、年度内において任期が6月以上（予定を含む。）ある会計年度任用職員に、在職期間に応じた支給割合を乗じた額が支給されます。
・通勤手当は川崎市交通局の規定に基づき認定された額が支給されます。
・川崎市職員としての経験年数により、給与月額が変わります。（上限あり）

(※2)「年収（(参考)一例)」は期末手当、時間外勤務手当等を含みます。

(9) **保険等**

厚生年金保険、雇用保険及び共済組合（一定の要件を満たす場合）の被保険者となります。
また、公務上及び通勤途上の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。

(10) **その他**

地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
正規職員として任用されるには、別の実施する正規職員採用試験に合格する必要があります。

6 その他

- (1) この選考において提出された書類等は一切返却しません。
- (2) 選考に際して交通局が収集する個人情報、採用選考及び雇入事務のみに使用します。
- (3) 任用条件等について、法令等の改正が行われた場合には、その定めによります。

○選考・採用に関する問合せ先

川崎市交通局企画管理部職員課（採用担当） 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル9階
電話：044（200）3216 受付時間：平日8時30分から12時、13時から17時15分まで